

緊急事態措置区域

営業時間

1 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等

休業（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。）

2 上記以外の飲食店等

午前5時から午後8時まで（※通常時は午後8時以降まで営業をしていたこと。）

その他の要件

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて手指消毒の呼び掛け）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む。）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、換気の徹底など）
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+による認証を受けていること（休業の場合を除く。）。
- ・ 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限るよう利用者に働き掛けを行うこと。
- ・ 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコードを店頭に掲示していること。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。
また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。 等